ダのうざる

常任委員会

委員長 宮川 徳光

おり可決すべきものとな 共に全会一致で原案のと 議案(●印)は審査の結果 委員会に付託された2

基金条例制定で 使途の明確化を

例の制定 当初予算時には、この 森林環境譲与税基金条

森林環境譲与税は、交付

県の事業で加持本村地

)令和元年度 般会計補正予算

歳

県の治山工事 一町債 ではできます。 200万円 できます。 200万

県よりの指示があり、今 途の明確化を図るために に執行するようにとの国 ら、取り崩して当該年度 一旦基金に積み立ててか とっていたが、その後、使 計に入り、執行する形を 金としてそのまま一般会 、この基金条例を制定 に伴う流末の工事を、町 めて処理をする治山工事 が負担するもの。 の防止、土砂止め等を含 区の裏山の保安林の崩れ

町の施工となっているた 必要かとの質問があり、 のことだが、持ち出しは う流末の工事で町負担と めとのこと。 県の事業で保安林の治山 区域内の流末については、 工事があった場合、住宅 委員から、県工事に伴

するもの。

としている。 合併特例債を充てる計画 るが、それも含めて起債、 回は測量、設計の予算で、 万円以上かかると思われ 工事費については、1千 場所は、集落の東側。 今

> 条例制定に伴う 歳 出

森林環境譲与税

予算の組替え

1100万円

なるための補正。 で予算が充当される形に おき、その後、基金繰入金 付金を基金に積み立てて が制定されれば、この交 森林環境讓与税基金条例 確定をしているが、今回、 テムなどに様々な使途が して新たな森林環境シス 当初予算で、交付金と

万円となっているとのこ 和6年度までは1600 万円 和3年度までは1100 、令和4年度から令

また、令和6年度から、

額で、令和元年度から令

なお、この譲与税は、

収されることになってい 間1千円が付加されて徴 等割の納税者に対して年 により、個人住民税の均 森林環境税 (仮称)の新設

確定をした後の期間との 税の期間と環境税として があり、これに対し譲与 使わないようにとの意見 思えるが、線引きをして 籍調査事業にも使えると は拡大解釈をすると、地 委員から、この譲与税

だった。 が出来るようにとのこと ていることを住民に説明 的に合致した使途になっ らかに林業振興という目 形になってくるため、 う形だが、税が重複する は自由に使っていいとい 確定までの間は基本的に のうちは、環境税の額の 導、制限がかかる。譲与税 るので、国から厳しい指 環境税は完全目的税とな 2段階に分かれており、 明



土地面積の8割ほどを林野面積が占め、その7割弱 が民有林となっている。こうした状況下、創設された「森林環境 譲与税」による林業振興に大きな期待がかかる